

## 令和7年度 保存版

令和7年4月25日

保護者の皆様

京都市立岩倉南小学校  
校長 石田 和三

### 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び岩倉南学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（午後1時45分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（午前10時45分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（午後1時45分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ及び「すぐーる」配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

#### 4 避難指示が発令された場合について

##### (1) 水害の避難指示について

本校の校区である岩倉南学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。岩倉南学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

## 【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時 の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)</li> </ul>

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

## 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

- ・直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などを十分考慮して帰宅させるかどうかを決定します。
- ・帰宅させると決定した場合（警報発令直後は一斉下校可能な気象状況であることが多く、一斉下校で児童が帰宅できる余裕があると考えられる場合）には、4月当初に提出していただいた『家庭票』下の「緊急時の集団下校について」での集団下校か、学校での一時待機かのご回答に基づいて児童に下校及び待機の指示を出します。緊急一斉下校を実施する際は、決定後「すぐーる配信」でお知らせします。一時待機の児童は、保護者の方の学校到着を待ちます。なお、今年度より町別ごとの下校は行いません。全校児童が一斉に下校し、教職員が各方面に分かれてパトロールいたします。
- ・児童による帰宅が困難と判断した場合には、全児童、保護者への引き渡し帰宅を原則とします。
- ・『家庭票』での集団下校か学校での一時待機かの選択を変更される時は担任に必ず連絡帳でご連絡ください。

緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

非常措置等の連絡については、すぐーる配信を活用しますので、通知は必ずオンにしておいてください。